

後期高齢者医療保険料口座振替依頼書の誤送付及び個人情報の漏えいについて (経緯書)

1 概要

後期高齢者医療保険料の口座振替を希望した被保険者に対して白紙の口座振替依頼書を発送する際に、別の後期高齢者医療被保険者が提出していた記入済みの依頼書を誤って同封したことにより、誤送付及び個人情報の漏えいが1件生じた。

2 経過

(1) 令和7年10月30日

後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する被保険者が、保険年金課窓口へ口座振替依頼書を提出した。当該口座振替依頼書は金融機関へ回送を行うため、保険年金課職員の机上で一時保管を行っていた。

(2) 令和7年10月31日

別の被保険者から白紙の口座振替依頼書の郵送を依頼された保険年金課職員が、白紙の口座振替依頼書を封入する際に、金融機関へ回送するべき記入済みの口座振替依頼書が混入したことに気付かず発送した。

(3) 令和7年11月6日

白紙の口座振替依頼書を受け取った被保険者が、金融機関窓口へ自身の口座振替依頼書の提出に行った際に、金融機関職員が第三者の口座振替依頼書が混入していることに気付き、本事案が発覚した。

金融機関から当該書類を回収した後、当事者双方の被保険者に経緯を説明、謝罪を行った。

3 再発防止策

- (1) 個人情報を含む通知等を発送する際は、複数人による作業体制とし、混入防止等チェック体制の強化を図る。
- (2) 一時的に預かる文書等についての保管方法を明確化する。
- (3) 常日頃から机上の整理整頓を実行する。

以上